

# 津波防災まちづくりについて

---

平成23年7月31日

平成22年7月26日 真に必要な社会資本整備を戦略的・重点的に推進するための方策について検討開始  
～社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において検討～

現在の計画部会委員名簿（平成23年7月6日現在（50音順・敬称略））

|                 |              |              |
|-----------------|--------------|--------------|
| 浅子 和美(マクロ経済)    | 勝間 和代(会計)    | 中井 検裕(都市計画)  |
| 浅野 正一郎(通信工学)    | 木場 弘子(マスコミ)  | 中村 文彦(都市交通)  |
| 飯尾 潤(政治学)       | 久保 哲夫(建築)    | 原田 昇(都市計画)   |
| 家田 仁(交通・都市・国土学) | 黒田 勝彦(港湾)    | ○福岡 捷二(河川工学) |
| 磯部 雅彦(海岸工学)     | 越澤 明(都市計画)   | 丸井 英明(砂防)    |
| 井出 多加子(不動産)     | 竹内 健蔵(交通経済学) | 廻 洋子(観光政策)   |
| 上村 多恵子(経済界)     | 田中 里沙(マスコミ)  | 藻谷 浩介(地域活性化) |
| 太田 和博(公共経済)     | 辻本 哲郎(河川工学)  | 渡辺 幸一(労働)    |
| 岡島 成行(環境教育)     | 富澤 秀機(マスコミ)  |              |

計26名  
※○: 部会長

## <主な検討事項>

- ・個々の事業等が真に必要なものであることを国民の視点でわかりやすく示す方策
- ・計画期間内に重点的・優先的に実施する事業に関する「選択と集中」の基準を明示 等

平成23年3月11日 東日本大震災

今回の震災を踏まえ、津波災害に強いまちづくりの基本的考え方について検討

平成23年8月末 「震災を踏まえた社会資本整備のあり方」  
中間とりまとめ(予定)

7月6日  
「津波防災まちづくりの考え方」緊急提言

年内 「新たな社会資本整備重点計画」(答申)(予定)

## 今後の津波防災・減災についての考え方

### 基本姿勢

- 今回のような大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード、ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、日常の対策を持続させる。

### 新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 平地を利用したまちづくりを求める意見も多い。土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちよく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

(参考：施策のイメージ)

- ・ 防波堤・防潮堤等の復旧・整備
- ・ 市街地の整備・集団移転
- ・ 土地利用・建築規制  
[海岸部において避難ビルの整備、居室の高層化 等]

### ・ハザードマップの作成



### ・避難路・避難場所の確保

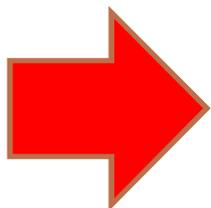


避難路



避難タワー

- 二線堤等の「津波防護施設(仮称)」や、地域の実情、安全度等を踏まえた土地利用・建築構造規制など、新たな法制度の検討
- 現在見直しを行っている社会資本整備重点計画への反映



## 1. 災害に強い地域づくり

### ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

#### <「津波防災まちづくり」の推進>

以下のハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。

- (イ) 海岸・河川堤防等の復旧・整備、防災・排水施設の機能強化
- (ロ) 想定浸水区域等の設定、ハザードマップの作成等の警戒避難体制の確立
- (ハ) 中高層の避難建築物の整備、避難場所の確保、避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上
- (ニ) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用
- (ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保
- (ヘ) 被災都市の中核機能の復興のための市街地の整備・集団移転
- (ト) 土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用 等

また、大津波に際して、粘り強い防波堤・防潮堤等とするための技術的整理を行う。

#### <「防災集団移転促進事業」の総合的検討>

地域の実情に即して多様な用途の立地が可能となるよう、土地の買い上げ等も可能な「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討する。

等

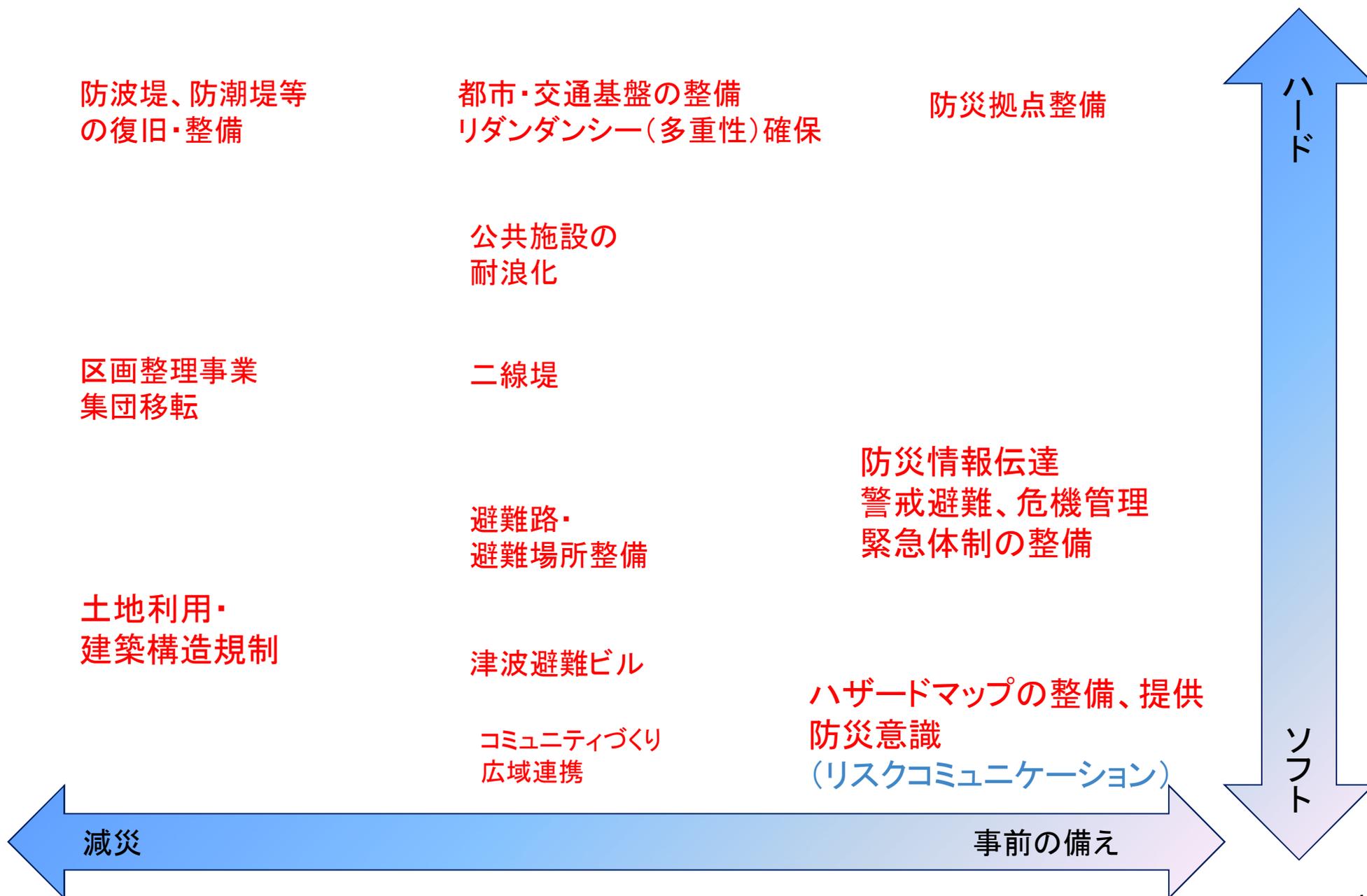
## 3. 大震災の教訓を踏まえた国づくり

### ⑤今後の災害への備え

#### <「津波防災まちづくり制度」の具体化>

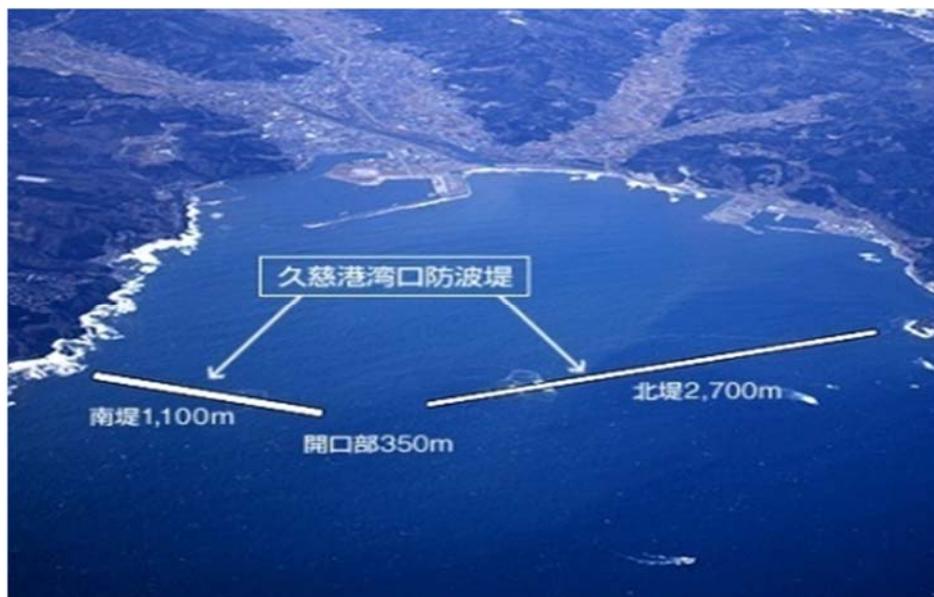
津波災害に強い地域づくりを推進するにあたっては、今回の大震災からの復興のみならず、将来起こりうる災害からの復興にも役立つよう、全国で活用可能な一般的な制度を創設する。

このため、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会の緊急提言（平成23年7月6日）を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり制度」を、早急に具体化する。



## ■防波堤

船舶の航行・係留のため、港湾内の静穏度を確保するとともに、津波の被害から背後地を防護するための施設。



湾口防波堤(岩手県久慈市)

## ■防潮堤

高潮や津波から背後地を防護するため、主に水際に設ける施設。



防潮堤(三重県松阪市)

## ■道路インフラが住民の避難場所や防潮堤など副次的にも機能

- ・海岸から4キロ付近まで津波が押し寄せた仙台平野では、 周辺より高い盛土構造(7~10m)の仙台東部道路に、約230人の住民が避難。
- ・仙台東部道路の盛土は、内陸市街地への瓦礫の流入を抑制する防潮堤としても機能。

### ○仙台東部道路付近の浸水状況

岩沼IC付近



名取IC付近



■ 避難路 沿岸部の津波浸水想定区域から高台の道路や避難施設等に避難するための道路



## ■ 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設

津波避難ビル等専用の施設を整備  
(三重県大紀町)



既存施設を津波避難ビル等として指定  
(神奈川県藤沢市)



## ■ 避難場所や防災拠点となる公園、津波軽減効果を有する緑地

- ・津波発生時に住民等が避難することのできる避難場所や自衛隊等による復旧・復興の拠点等として機能する都市公園
- ・津波が発生した際に、津波エネルギーの低減や漂流物の進入防止等により津波の威力を軽減する緑地



高台にある公園が津波からの避難地として機能



被災者の避難生活の場として利用



約1,500名の自衛隊のキャンプ地等として利用



樹林帯が後背地への影響を軽減

## ■津波ハザードマップ

津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路等の防災関連情報を加えたもの。



## ■防災訓練・防災教育

小学校等の教育機関における防災教育の充実のほか、様々な主体による防災活動への取組みを広げていく必要。



高台の道路に接続する避難階段を使った避難訓練の様子  
(2010年3月・岩手県岩泉町小本小学校)



自主防災組織による避難訓練の様子  
(高知県高知市浦戸地区)



自主防災組織による津波避難場所の整備の様子  
(徳島県美波町)

## 背景

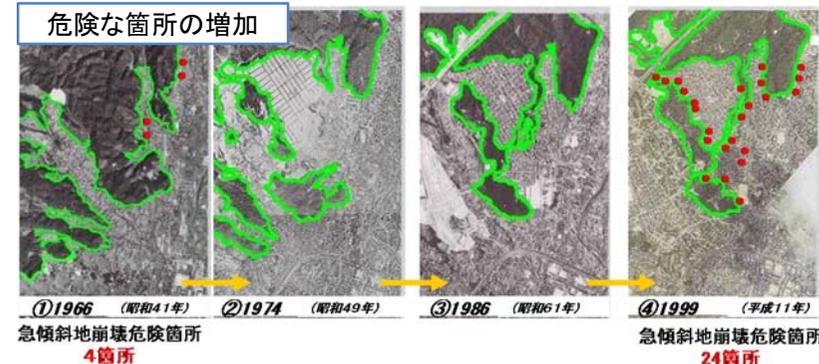
平成11年6月29日、広島県で発生した集中豪雨により、325件の土砂災害が発生し、全壊家屋65棟、死者24名の被害が生じた



被災した地域においては、土砂災害のおそれのある斜面まで宅地開発が拡大



- 土砂災害を踏まえた課題
- 土砂災害の危険の認識もないままに、危険な箇所に住民が居住し被災。
  - また、新たな宅地開発が進むことにより土砂災害のおそれのある箇所も年々増加



## 土砂災害防止法の制定による土砂災害防止対策

土砂災害の実態を踏まえ、土砂災害防止法の制定により、

- 土砂災害のおそれのある区域の周知
  - 警戒避難体制の整備
  - 住宅等の新規立地の抑制
  - 住宅の移転支援
- 等のソフト対策を推進

土砂災害のおそれのある区域の周知



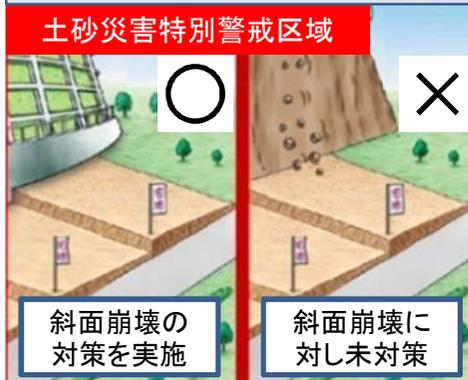
土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある土地を公示

警戒避難体制の整備



情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に規定

一定の開発行為の規制



建築物の構造規制



## 【参考】過去の災害とそれを契機とする法制度(主なもの)

| 主な災害                               | 法制度   |
|------------------------------------|---|
| 昭和28年13号台風(昭和28年)                  | 海岸法(昭和31年)  |
| 伊勢湾台風(昭和34年)                       | 災害対策基本法(昭和36年)<br>激甚災害法(昭和37年)  |
| 新潟地震(昭和39年)                        | 地震保険法(昭和41年)  |
| 呉豪雨災害(昭和42年)                       | 急傾斜地災害防止法(昭和44年)  |
| 桜島噴火(昭和48年)                        | 活動火山対策特別措置法(昭和48年)  |
| 秋田、宮崎豪雨災害(昭和47年)                   | 防災集団移転促進法(昭和47年)  |
| 宮城県沖地震(昭和53年)                      | 建築基準法改正(昭和56年)  |
| 阪神・淡路大震災(平成7年)                     | 被災市街地復興特別措置法(平成7年)<br>建築物耐震改修促進法(平成7年)<br>密集市街地整備促進法(平成9年)<br>被災者生活再建支援法(平成10年) |
| 広島豪雨災害(平成11年)                      | 土砂災害防止法(平成12年)  |
| 東海豪雨災害(平成12年)                      | 水防法改正(平成13年)  |
| 福岡豪雨災害(平成11年、15年)<br>東海豪雨災害(平成12年) | 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年)  |
| 新潟県中越地震(平成16年)                     | 宅地造成等規制法改正(平成18年)   |